

浄化槽をご利用の皆様へ

浄化槽は維持管理が大切です

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置ですから、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査に分かれていますが、

浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。



3つの義務

保守点検



清掃



法定検査



浄化槽置
設

保守点検及び
清掃の契約
検査の依頼

設置後の
水質検査
(法第7条)

保守点検
及び
清掃

年1回の
定期検査
(法第11条)

大切な海や川を汚さないために、
浄化槽の健康診断(法定検査)が必要です。
年に一度、必ず法定検査を受けましょう。

保守点検とは

浄化槽は微生物によって汚水を処理していますが、微生物が活発に活動できるよう、浄化槽に必要な点検、調整、修理を行うものです。保守点検は県の登録を受けた保守点検業者に委託できます。

清掃とは

浄化槽にたまつた微生物の死骸や汚泥の定期的な引き出し、汚泥の調整及び各機器類の洗浄・清掃を行う作業です。清掃は市町村長から許可を受けた業者に委託できます。

①清掃の回数 法定回数以上

法定検査とは

法定検査は、浄化槽の健康診断です。浄化槽の設置者は、法律(浄化槽法)により、浄化槽が適切に設置されているか、また、保守点検や清掃が国の基準どおりに適正に実施されているかどうか検査を受けなければなりません。

(熊本県では、公益社団法人熊本県浄化槽協会が県知事指定検査機関として、法定検査を行っています)

①法7条検査：浄化槽を使用開始後(使用開始後3ヶ月後から5ヶ月の間)

5～10人槽 設置後検査 9,800円

②法11条検査：年1回行う検査(定期検査)

5～10人槽 定期検査 3,800円

浄化槽は「生きもの」です。正しく使いましょう。

◆浄化槽からのお願い◆ 使用上の注意事項

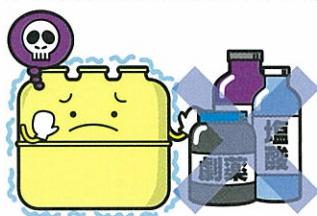
浄化槽は日常の管理も大切です。

使用者は日常の使用にあたって、次のような点を注意してください。

①トイレの
洗浄水は、
十分な量を流す。



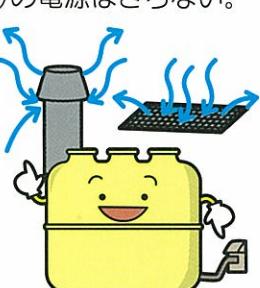
②便器の清掃には、微生物に
影響するような塩酸、硝酸
等の薬品類は、使用しない。



③トイレに
トイレットペーパー以外の
異物を流さない。



④送風機(ブロアー)の電源はきらない。
送風機や空気取り入れ口はふさ
がない。
送风口は排気管
をふさがない。



⑤マンホールの上に
物を置かず、蓋は
いつもきちんと
閉めておく。



⑥台所から、野菜くずや
天ぷら油など
は流さない。



1番注意して頂きたい 防油ますの清掃方法

台所の油などが浄化槽に流れると、固まってつまりの原因になります。定期的に掃除をすることで臭いがあがったり、つまつたりするのを防ぐことができます。一般的な家庭でだいたい月に1回程度の清掃で良好に維持管理していくことができます。掃除を始める前に、いらない新聞紙と穴あきおたま等を掃除道具用に用意しておきます。防油ますをあけると油が固まっています。白く固まった油、底に沈んだ物などを取り除いて、新聞紙などにとって、燃えるゴミの日に出しましょう。



浄化槽についてのお問い合わせは、最寄の機関へ

上天草市役所 都市整備課

〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 ☎0969(56)1111

指定検査機関

公益社団法人熊本県浄化槽協会 〒861-3107 上益城郡嘉島町上仲間227番地6 ☎096(284)3355